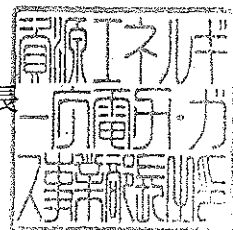


経済産業省

16資電部第88号
平成16年7月30日

「簡易ガス事業の一般ガス事業への転換等に関する許可基準等について」を下記のように制定する。

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長



記

簡易ガス事業の一般ガス事業への転換等に関する許可基準等について

第1章 既存一般ガス事業者の供給区域内における一般ガス事業許可等申請審査要領

I 基本的な考え方

- 1 一般ガス事業の許可に当たっては、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第5条各号（許可の基準）に適合しているか否かの判断を行うことが原則である。

この場合において、一般ガス事業は、大規模性及び地域拡大性を有することから、需要家に対し、広域的な観点から計画的な導管網の拡大を図り、同一生活圏に同一供給条件によるガスの供給がなされることにより「公共の利益の増進」が図られなければならない。このため、同一地域が二以上の一般ガス事業者の供給区域となることは、通常「その供給区域の全部若しくは一部においてガス工作物が著しく過剰である」と解して、需要家を保護してきた従来一般ガス事業の許可基準の運用は、原則として、今後も維持されるべきである。

しかしながら、一般ガス事業者が、当該事業者の供給区域の一部にガスの供給を行うのみで、相当の期間を経過してもその供給区域の全域にガスの供給を行わないときは、いわゆる未普及供給区域がいつまでも存在することとなり、その未普及供給区域の需要家の利益を阻害することとなる。例えば、その未普及供給区域を供給区域として一般ガス事業を営もうとする他の競合者が現れたときには、その未普及供給区域を減少して、その競合者に一般ガス事業の許可を与えた方が、「公共の利益の増進」に寄与する場合もある。

- 2 一般ガス事業の許可の取扱いについては、ガス事業法は、法第5条において、その判断基準を示しているが、上記の観点から、既存一般ガス事業者の供給区域内における一般ガス事業の開始に当たっては、既存一般ガス事業者の需要家の利益を阻害しな

いことを前提に、その事業の開始が「公共の利益の増進」に寄与する場合に限りその事業の開始を認めることとし、その際の審査基準として、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）」（以下「審査基準」という。）の解釈として、下記のとおり「Ⅱ 許可基準」の要件を定める。

また、担当部局は、既存一般ガス事業者の供給区域内における一般ガス事業の許可申請に係る処分ごとに、その処分の根拠となった評価等について、既存一般ガス事業者の供給区域内において一般ガス事業を申請しようとする者（以下「申請事業者」という。）及び既存一般ガス事業者に対してのみならず、対外的に十分かつ的確な説明を行う。

- 3 申請事業者は、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第6条第2項第14号の規定に基づき、法第5条第1号、第3号及び第7号に適合することを説明する書類であって一般ガス事業者の供給区域内であることを勘案して大臣が定めるものとして〔平成16年3月23日経済産業省告示第95号〕（以下「添付書類告示」という。）に定める様式を添付することとし、担当部局においては、当該添付書類等をもとに、上記の趣旨を踏まえ、「Ⅲ 審査方法等」に従って、適切に審査を行うものとする。
- 4 なお、既存一般ガス事業者の供給区域内において、簡易ガス事業者が、その供給地点群（以下「現に許可を受けている供給地点群」という。）の範囲内の区域を供給区域として新たに一般ガス事業を行おうとする場合（以下「簡易ガス事業の一般ガス事業転換」という。）は、当該供給地点群に係る簡易ガス事業については、「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（11資公部第359号）」に基づく需要家利益の阻害性及びガス工作物の過剰性に関する審査を経て既存一般ガス事業者の供給区域内で事業を行っていること等を勘案し、Ⅱ許可基準4に従い、審査するものとする。

Ⅱ 許可基準

1 法第5条第1号関係

申請事業者が設定する供給区域内に、既存一般ガス事業者による現に供給する需要、あるいは確実な需要が含まれない一方、申請事業者による確実な需要があるかという観点から判断すること。

この場合において、「確実な需要」とは、少なくとも供給依頼書や需給契約書などガスの供給に関する確実な申込みや要望がある需要をいう。

なお、申請事業者は、その一般ガス事業の開始が一般の需要に適合することを説明するために、添付書類告示様式第1により「法第5条第1号に適合することを説明する書類」を提出するものとする。

2 法第5条第3号関係

設定される供給区域内に、既存一般ガス事業者の既存導管から直着で供給することや、事業者負担により、需要家負担がなく供給することが可能な需要家が含まれないなどの観点から、既存一般ガス事業者の導管敷設状況を勘案しつつ、判断すること。

この場合において、「直着」とは、需要家の申込みに応じガスを供給できるよう、

一般ガス事業者の敷設している当該需要に応じるだけの供給余力のある既存本支管（ガスを供給するため、道路に並行して敷設する導管）から供給管（本支管から分岐して使用者が占有又は所有する土地までの導管）を分岐して需要家のガスメーターまでの内管（使用者が占有又は所有する土地と道路との境界線から、ガス栓までの導管）を経由してガスを供給できる状態のことをいう。なお、需要が宅地開発等の集落（宅地造成、区画整理等）である場合には、全体を「一の団地」と見なし、この場合の「直着」とは、当該団地に対して、既存一般ガス事業者の敷設している当該需要に応じるだけの供給余力がある既存本支管が当該一の団地外縁部の一部と接しており、当該既存本支管から分岐して、導管によりガスを供給できる状態をいうこととする。

また、「事業者負担により、需要家負担がない」とは、申請事業者にガスの供給を申し込んだ全ての需要家、あるいは既存一般ガス事業者が法第25条に基づき届け出たガスの供給計画の様式第2に計上されている需要家が、既存一般ガス事業者にガスの使用を申し込んだ場合において、当該需要家の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器の設置の工事に要する費用が、既存一般ガス事業者の供給約款に定めている事業者負担額（原則として、対象の需要が家庭用の場合は、使用最大流量が6立方メートル毎時のガスメーター（46メガジュール換算）で計算し、対象の需要が家庭用以外の場合は、当該需要に応じた適切なガスメーターで計算するものとする。）を超えず、当該需要家の費用負担が発生しない場合をいう。なお、宅地開発等の集落の場合は、以下のとおり計算する。

- ① 当該団地の想定需要すべてに対して必要な、分岐可能導管から当該団地外縁部までの本支管及び整圧器の設置の費用
- ② 当該団地の想定需要すべてに対する既存一般ガス事業者の事業者負担額（需要家のガスメーターの能力の総計から算定される事業者負担額）の合計
- ③ 上記①で計算した費用から②で計算した事業者負担額を差し引いた額を工事負担金とみなす

申請事業者は、既存一般ガス事業者が法第25条に基づき届け出たガスの供給計画の開発地区について、主たるもののみ掲示している場合には、当該申請に必要と認められる範囲内の当該一般ガス事業の実施が予定される供給区域内にある開発地区の所在地、開発地区の外周、開発地区への計画導管及び開発地区の戸数を明記した地図の写しを担当部局に、それらの情報の提供について申請することができる。なお、担当部局は、申請事業者に対して情報を提供するに当たり、必要最小限の情報のみとするなど、情報の取扱いには十分注意すること。

申請事業者は、既存一般ガス事業者の敷設導管の状況等を説明するために、添付書類告示様式第2により「申請者が事業を行おうとする供給区域の周辺における既存一般ガス事業者の敷設導管の状況等を説明する図面」を、既存一般ガス事業者の工事費及び当該工事費のうち事業者の負担する額を説明するために、添付書類告示様式第三により「既存一般ガス事業者の本支管等の工事費及び当該工事費のうち事業者の負担する額を説明する書類」をそれぞれ提出するものとする。

3 法第5条第7号関係

大字、丁目、国道、県道、鉄道、河川等により区切られる面的広がりを持ち、同一生活圏とみなされる供給区域が設定されているかという観点から及び、既存一般ガス事業者の導管敷設状況などを踏まえ、ガス料金水準や導管工事費について、設定される供給区域及びその周辺の需要家の利益を阻害するものではないかという観点から

判断すること。

例えば、申請事業者が設定する供給区域内の料金水準が、既存一般ガス事業者の料金水準よりも高い場合や、申請事業者が設定する供給区域の周辺地域の需要家に既存一般ガス事業者が供給する場合の工事費が、申請事業者が区域設定した場合の前後で比較（ルート変更、延長の差異等）すると著しく増加した場合などは、阻害性があると判断される。

この場合において、ガス料金の比較についての前提条件は、以下のとおり設定することとする。ガス料金の算出に用いるガス使用量については、一般ガス事業における家庭用の平均月間使用量が約31.6³m³（46メガジュール換算）であることを踏まえ、ガス使用量は原則として30³m³とする。ただし、申請事業者の確実な需要が家庭用以外の場合にあっては、当該需要に応じた適切な使用量におけるガス料金の比較も行う。

また、原料費調整制度を適用している既存一般ガス事業者及び原料費調整制度の適用を予定している申請事業者のガス料金にあっては、当該申請事業者の一般ガス事業の許可の申請日における、調整した後のガス料金により比較する。

なお、申請事業者は、一月当たりの申請事業者及び既存一般ガス事業者のガス料金を説明するために、添付書類告示様式第4により「申請者及び既存一般ガス事業者のガス料金の比較を説明する書類」を提出するものとする。

4 簡易ガス事業の一般ガス事業転換の場合について

簡易ガス事業の一般ガス事業転換の場合における申請事業者の供給区域の設定に当たっては、原則として、その供給地点群の外周を限界として、大字、丁目、国道、県道、鉄道、河川等により区切られる面的区画を組み合わせるなどによって行わなければならない。

この場合において、現に許可を受けている供給地点群のうちすべての供給地点を対象に供給区域を設定して新たに一般ガス事業を行おうとする場合（申請事業者が設定する供給区域内に既存一般ガス事業者が現に供給している需要家又は供給が確実な需要家が含まれない場合に限る。）は、法第5条第3号関係及び法第5条第7号関係については、これらに適合するものと判断する。

また、現に許可を受けている供給地点群のうち一部の供給地点を対象に供給区域を設定して新たに一般ガス事業を行おうとする場合（申請事業者が設定する供給区域内に既存一般ガス事業者が現に供給している需要家又は供給が確実な需要家が含まれない場合に限る。）は、法第5条第3号関係については、これに適合するものと判断し、法第5条第7号関係にあっては、申請事業者及び既存一般ガス事業者の料金水準の比較のみにより判断をするものとする。

III 審査方法等について

- 1 担当部局は、既存一般ガス事業者の供給区域内における一般ガス事業の許可の申請がなされた場合には、適宜、既存一般ガス事業者に対し当該申請の内容を確認の上、上記Ⅱの許可基準及びガス事業法の審査基準に基づき審査を行うものとする
- 2 担当部局は、当該申請が法第5条各号（許可の基準）に適合すると判断した場合、法第25条の3の規定に基づき、既存一般ガス事業者へ当該申請のあった供給区域を削減する旨の勧告の手続きを開始するものとする。

- 3 担当部局は、既存一般ガス事業者が2の勧告に従わない場合は、法第15条第2項の規定に基づき、当該申請のあった供給区域の削減の手続きを開始するものとする。

第2章 簡易ガス事業の一般ガス事業転換に係る実施要領

I 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行おうとする申請事業者による取組

1 需要家への周知徹底

- ① 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行おうとする申請事業者は、法第3条又は法第8条第1項に基づく申請を行おうとする前に、申請事業者が現に供給している全ての需要家に対し、簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行った後の影響及びガスの料金その他の供給条件について、あらかじめ十分に周知徹底すべきである。

ただし、申請事業者が現に供給している需要家のうち、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に当たって新たに設定される供給区域に含まれない需要家が存在する場合には、あらかじめ、当該需要家から周知した内容について了承を得ること。

- ② この場合ガスの料金その他の供給条件とは、次に掲げるものが考えられる。

(イ) 適用区域又は適用地点

(ロ) 料金

(ハ) 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の額及び負担の方法

(ニ) 上記(ロ)及び(ハ)に掲げるもののほか、需要家が負担すべきものがあるときは、その事項又は金額及びその決定の方法

(ホ) ガス使用量の計測方法及び料金その他の需要家が負担すべきものの徴収の方法

(ヘ) ガスの申込みに対する取扱いの方法

(ト) 供給の停止又は使用の廃止に関する事項

2 需要家の申込み

既存一般ガス事業者の供給区域内において簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行おうとする申請事業者は、法第3条又は法第8条第1項に基づく申請を行おうとする前に、申請事業者が設定する供給区域内における申請事業者が現に供給している全ての需要家から供給依頼書や需給契約書などのガスの供給に関する確実な申込みや要望を証明する書類の提出を受ける。

- 3 簡易ガス事業による導管供給からそれ以外の供給方式（一般ガス事業を除く。以下同じ）に変更される需要家向けのガスの料金その他の供給条件の掲示について

- ① 簡易ガス事業の一般ガス事業転換に伴い、既存簡易ガス事業による導管供給からそれ以外の供給方式に変更される需要家が存在する場合、当該需要家向けのガスの料金その他の供給条件を、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に係る許可を受けた日から、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示する。この場合において、かかる掲示の箇所については、簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行おうとする前に実施していた簡易ガス事業に係る供給約款の掲示の箇所又は申請事業者が適当と判断する箇所であって公衆の見やすい箇所とする。

- ② 簡易ガス事業の一般ガス事業転換に伴い、既存簡易ガス事業による導管供給からそれ以外の供給方式に変更される需要家向けのガスの料金その他の供給条件を、原則として簡易ガス事業の一般ガス事業転換をする前に実施していた簡易ガス事業

に係る供給約款に記載されていた内容と同様のものとする。

II 一般ガス事業の許可に係る運用の在り方について

1 簡易ガス事業の一般ガス事業転換に係る許可申請時の確認

担当部局は、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に伴う法第3条又は法第8条第1項に基づく申請がなされた場合には、次に掲げるものを確認するものとする。

- ① 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行った後における影響及びガスの料金その他の供給条件について、申請事業者が現に供給している全ての需要家への周知を行ったかどうか。
- ② 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行った後における影響及びガスの料金その他の供給条件について、申請事業者が現に供給している需要家のうち、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に当たって設定する供給区域に含まれない需要家から了承を得られたかどうか。
- ③ 申請事業者が設定する供給区域内における申請事業者が現に供給している全ての需要家から、供給依頼書や需給契約書などのガスの供給に関する確実な申込みや要望を証明する書類の提出を受けたかどうか。
- ④ 既存簡易ガス事業による導管供給からそれ以外の供給方式に変更する需要家が存在する場合、当該需要家向けのガスの料金その他の供給条件が、原則として簡易ガス事業の一般ガス事業転換をする前に実施していた簡易ガス事業に係る供給約款に記載されていた内容と同様かどうか。

2 一般ガス事業の許可に係る附帯条件等

担当部局においては、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に伴う一般ガス事業の許可をするに当たり、申請事業者が現に供給している全ての需要家に周知徹底等及び一般ガス事業の申込みを受けていない場合には、法第40条第1項に基づき以下の事項を同許可の条件として付す、又は以下の事項に係る所要の指導を行うものとする。

- ① 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行った後における需要家向けのガスの料金その他の供給条件について、申請事業者が現に供給している全ての需要家に対する周知が完了していない場合には、当該需要家に対し、その旨を許可後速やかに周知すること。
- ② 簡易ガス事業の一般ガス事業転換を行った後に申請事業者が現に供給している需要家のうち、簡易ガス事業の一般ガス事業転換に当たって設定する供給区域に含まれない需要家向けのガスの料金その他の供給条件について、当該需要家の了承を得ていない場合には、当該需要家の了承を許可後速やかに得ること。
- ③ 申請事業者が設定する供給区域内における申請事業者が現に供給している全ての需要家から、やむを得ない理由により一般ガス事業の申込みを受けていない場合には、当該需要家の申込みを許可後速やかに受けること。

また、かかる全ての申込みを受けた後、速やかにその旨を担当部局に連絡すること。